★受給者となる方は保護者のうち所得が高い方になります

次のいずれかに当てはまる方で新たに認定請求を行う方は手順が異なります。
詳しくは子ども福祉課までお問い合わせください。
①離婚協議中で配偶者と別居している方
②配偶者からの暴力等により住所を動かせない方

受給者の方は公務員で職場で児童手当を受け取る方ですか

はい → 職場へお問い合わせください。

いいえ ↓

その方は本宮市に住民票がありますか

はい

いいえ ↓

該当する市町村へお問い合わせください。

０歳～１８歳到達後の年度末までのお子様を養育していますか

はい

いいえ ↓

児童手当支給対象外です

令和６年９月分現在、所得制限のため非該当になっていますか

はい →

【申請が必要です】
・認定請求書
・受給者の保険証のコピー
・受給者名義の口座がわかるもの(通帳もしくはキャッシュカード) のコピー
・１８歳年度末以降～２２歳到達後の年度末までのお子様の経済的負担がある場合は監護相当•生計費についての確認書
・受給者と支給対象年齢のお子様の住民票上の住所が異なる場合は別居監護申立書

いいえ ↓

１５歳年度末以降～１８歳到達後の年度末までのお子様のみのため、令和６年３月３１日で児童手当•特例給付は消滅していますか

はい →

【申請が必要です】
・認定請求書
・受給者の保険証のコピー
・受給者名義の口座がわかるもの(通帳もしくはキャッシュカード) のコピー
・１８歳年度末以降～２２歳到達後の年度末までのお子様の経済的負担がある場合は監護相当•生計費についての確認書
・受給者と支給対象年齢のお子様の住民票上の住所が異なる場合は別居監護申立書

いいえ ↓

受給者に経済的負担がある、１８歳年度末以降～２２歳到達後の年度末までのお子様を養育していますか

はい

いいえ

そのお子様を本宮市の児童手当に申請をしたことがありますか
(今までの受給額に反映されていますか)

はい →

【申請が必要です】
・監護相当•生計費についての確認書

さらに、
①市外に住民票上の住所があり、
②１５歳年度末以降～１８歳到達後の年度末までのお子様で、
③申請をしたことがないお子様もいる場合
以上の①～③の全てに該当する方は

・額改定認定請求書
・別居監護申立書
も追加で必要になります。

いいえ ↓

本宮市の児童手当に申請をしたことがない、１８歳年度末以降～２２歳到達後の年度末までのお子様がいる方
【申請が必要です】
・額改定認定請求書
・監護相当•生計費についての確認書

さらに、
①市外に住民票上の住所があり、
②１５歳年度末以降～１８歳到達後の年度末までのお子様で、
③申請をしたことがないお子様もいる場合
以上の①～③の全てに該当する方は

額改定認定請求書に対象のお子様を加筆し、
・別居監護申立書
も追加で必要になります。

今回新たに、
・市外に住民票上の住所があり、
・１５歳年度末以降～１８歳到達後の年度末までのお子様で、
・申請をしたことがないお子様がいますか

はい →

【申請が必要です】
・額改定認定請求書
・別居監護申立書

いいえ ↓

【次のいずれかの方は申請不要です】
・特例給付を受けていて、申請をしたことがないお子様がいない場合
・現在、０歳～１５歳到達後の年度末までのお子様の児童手当•特例給付を受給している方で、児童手当•特例給付を本宮市から受給していた１５歳年度末以降～１８歳到達後の年度末までのお子様がいる場合